

燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年燕市条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、地域手当」を削り、「夜間勤務手当、休日勤務手当」を「夜勤手当、休日給」に改める。

第15条第1項及び第2項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削る。

第23条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。